さっぽろ地域づくりネットワーク

ワン・オール

「ワン・オール」の由来は
『one for all , all for one』
〈一人はみんなのために、
みんなは一人(目的・ミッション)のために〉です。

〒064-0808
札幌市中央区南8条西2丁目
市民活動プラザ星園302号

電話　011-213-0171
FAX　011-213-0172
E-mail　Sapporo@one-all.net

さっぽろ地域づくりネットワーク「ワン・オール」

「ワン・オール」に与えられたミッションは、相談支援機関を中心に関係するたくさんの方々と協働しながら、誰もが安心して生活できる地域づくりと、それに必要なネットワークづくりの一翼を担うことです。

「ワン・オール」は、札幌市障がい者相談支援事業実施要領の第9条機能強化に設けられた、基幹相談支援センター運営業務に基づいて実施されます。

札幌市の相談支援事業

～指定相談支援・委託相談支援・基幹相談支援～

札幌市の人口：約１９５万人

北海道
指定特定448
地域移行198
地域定着201
（平成29年4月30日現在）
児童347
（平成29年5月1日現在）

札幌市障がい者相談事業所
（委託相談支援事業）
２０ヵ所

ワン・オール
（基幹相談支援業務）
１ヵ所

（平成29年5月1日現在）

指定（特定107・地域移行65・地域定着65・児童82）
相談事業所107ヵ所

H29年4月現在

障がい児等療育支援事業
＜ 出来高 ＞
（相談支援事業受託法人の中から希望に従い市と契約）

常勤専任職員増員（加算：12ヵ所）

有資格者配置事業所（加算：19ヵ所・45人）

ピアサポーター配置業務
（６ヵ所）

地域支援員配置業務
（１０区＝１０ヵ所）

基幹相談支援センター運営業務＜１ヵ所＞
４．０人以上

障がい者相談支援事業　＜計２０ヵ所＞
＜ 全障がい対応 ／ 常勤３名／（住宅入居等支援、虐待対応含む）＞

地域活動支援センター相談支援併設型〈補助事業〉
（５ヵ所）

基幹相談支援センター

厚生労働省資料

１　設置者

(法) 市町村又は市町村から基幹相談支援センターに係る業務の委託を受けた一般相談支援事業（地域移行・定着担当）を行う者その他の厚生労働省令で定める者が設置することができる。

※「厚生労働省令で定める者」→一般相談支援事業（地域移行・定着担当）又は特定相談支援事業（計画作成担当）を行う者

２　設置方法

→ 基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

３　業　務

(法) 総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施。

４　人員体制

→ 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。

５ 財　源

一般財源（交付税）及び地域生活支援事業費補助金による機能強化を図るための国庫補助（※）

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象。

基幹相談支援センターの役割のイメージ

厚生労働省資料

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

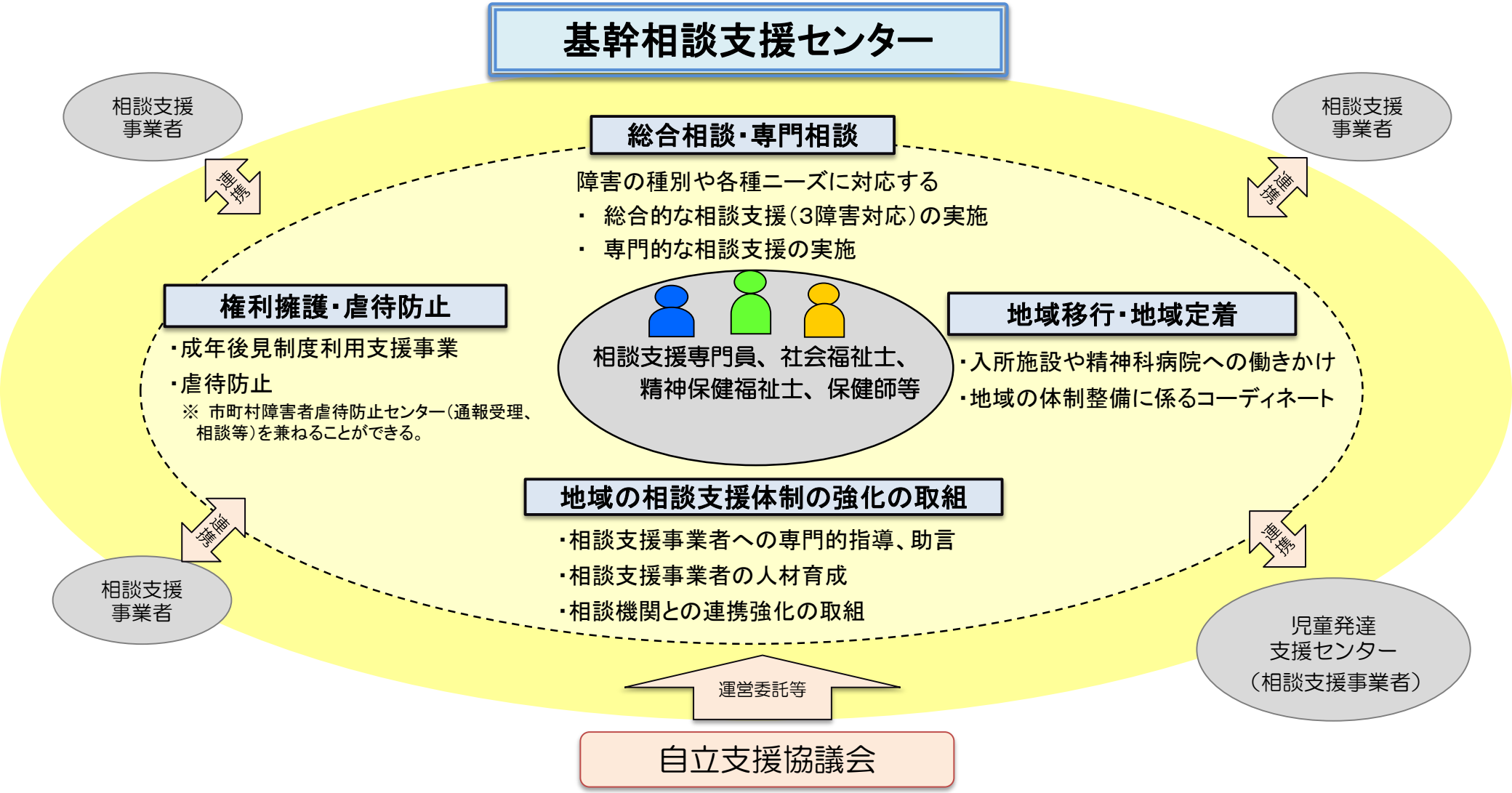

■ 札幌市自立支援協議会の体制

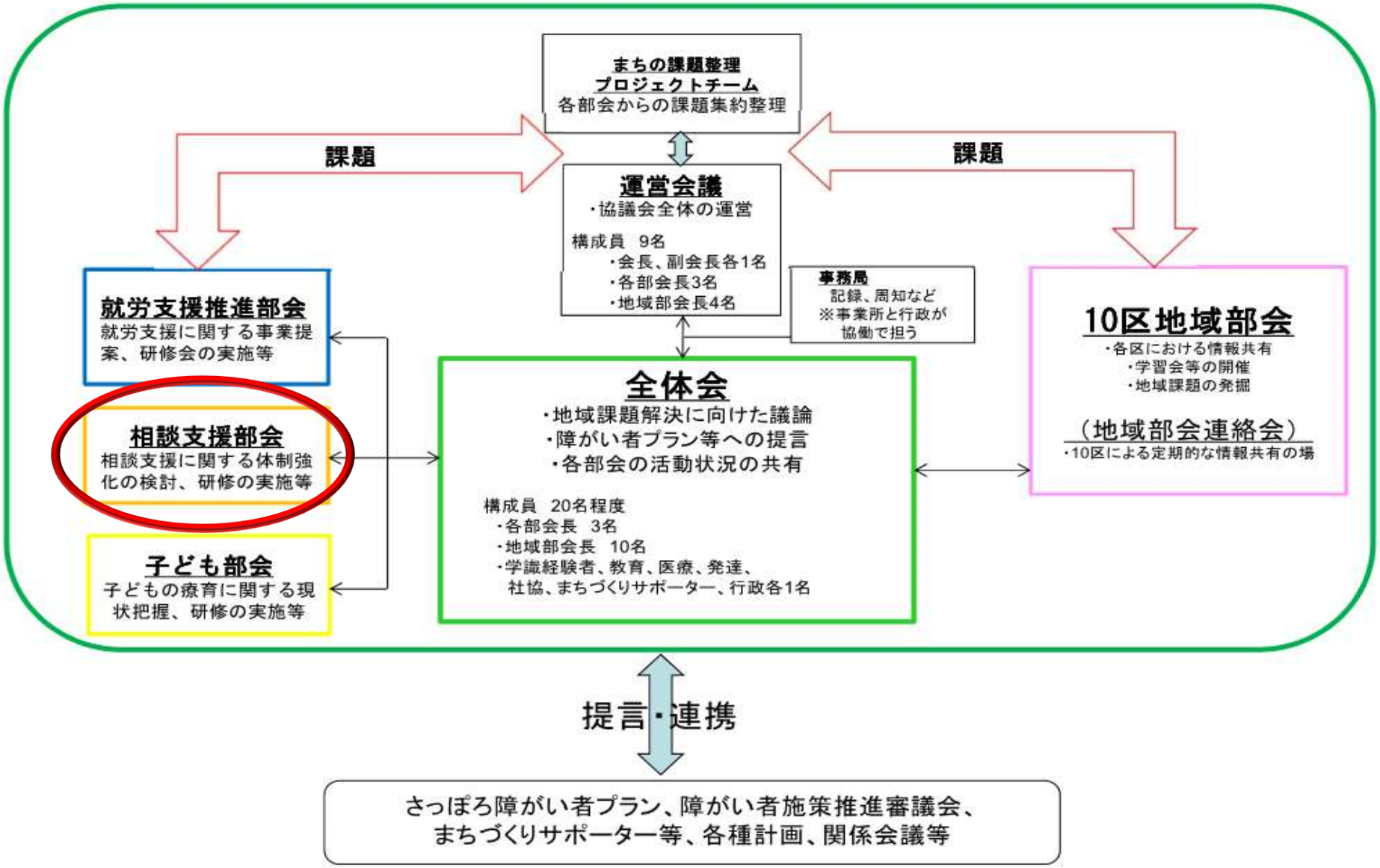

札幌市の基幹相談支援センターができるまで ①

●平成25年度開設予定！<第3期障がい福祉計画（H24~26）>

○ 中身は ？

ちょっと待てよ。
本当に、札幌市にいるのか？

他の地域ではどうしているの？

例示されたものなら、いらないかも？

○ 運営は ？

誰が主体になる？

見るしかない
聞くしかない
学ぶしかない

札幌市には何が必要か
話し合うしかない

札幌市の基幹相談支援センターができるまで ②

H18(2006)年11月　札幌市自立支援協議会　設置

（H18(2006)年 11月　北海道自立支援協議会　設置）

H19(2007)年　札幌市自立支援協議会 に 部会設置

・運営評価部会 → 類型（A型B型C型）の整理

・ネットワーク部会 →「地域部会」に向けた動き

H20(2011)年　札幌市自立支援協議会 に「地域部会（区単位）」順次 設置

H23(2011)年 2月　札幌市自立支援協議会 に「相談支援部会」設置

H24(2012)年 2月　相談支援部会有志＋市担当係 →**【基幹相談支援センター検討会】**

＜検討会：10回　研修会：1回　道外視察：2市１圏域＞

平成25年4月　基幹相談支援センター要綱等決定

平成25年5月　基幹相談支援センター受託法人応募開始（プロポーザル）

平成25年6月　受託法人選定委員会、受託法人決定

平成25年7月　札幌市基幹相談支援センター　開設（ワン・オール）

札幌市の基幹相談支援センターができるまで③

平成24年2月　**研修会**『他都市から学ぶ「地域自立支援協議会」「相談支援事業」』
＜大阪府堺市（８４万人）、帯広市（１６.８万人）＞

3月　**視察①**「長野県上小圏域」＜２市１町１村：人口２０万人＞（７事業所８名）

3～4月　**検討会①②**　・国が示した基幹相談支援センター　・長野県の視察報告
・札幌版のイメージ作り　・各自からの提案

必要な機能等の検討

4月　**「基幹相談支援センターに期待したい機能・役割（案）」発表**

枠組み・運営・要綱等の検討

5～6月　**検討会③④**　・機能からあるべき姿を具体化

相談支援体制(委託相談、計画相談等)の見直し

予　算　要　求

7月　**視察②**「川崎市、さいたま市」視察（４事業所6名、障がい福祉課）

7～12月　**検討会⑤～⑧**　・川崎市、さいたま市視察報告　・委託相談のあり方検討
・札幌版の具体化　・要綱、運営の検討

平成25年1～2月　**検討会⑨⑩**　・初年度事業計画案　・スタッフ

＊年3回：相談支援部会 代表者会議、年2回：相談支援部会 全体会

大阪府堺市版　基幹相談支援センター

長野県上小圏域版　基幹相談支援センター　（1）

長野県の相談体制

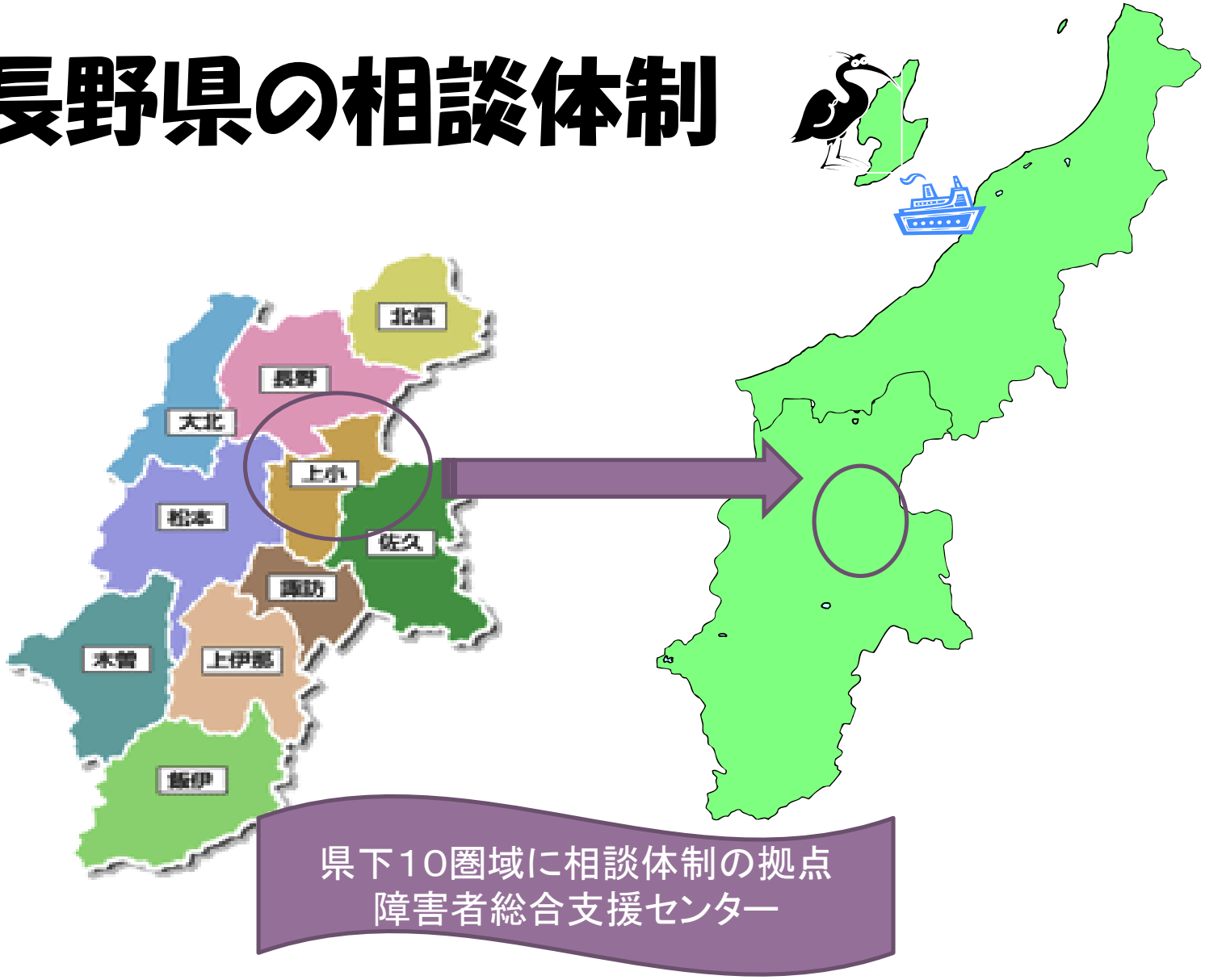

県下10圏域に相談体制の拠点
障害者総合支援センター

長野県上小圏域版　基幹相談支援センター　（２）

法改正に向けた相談支援事業の構想（案）

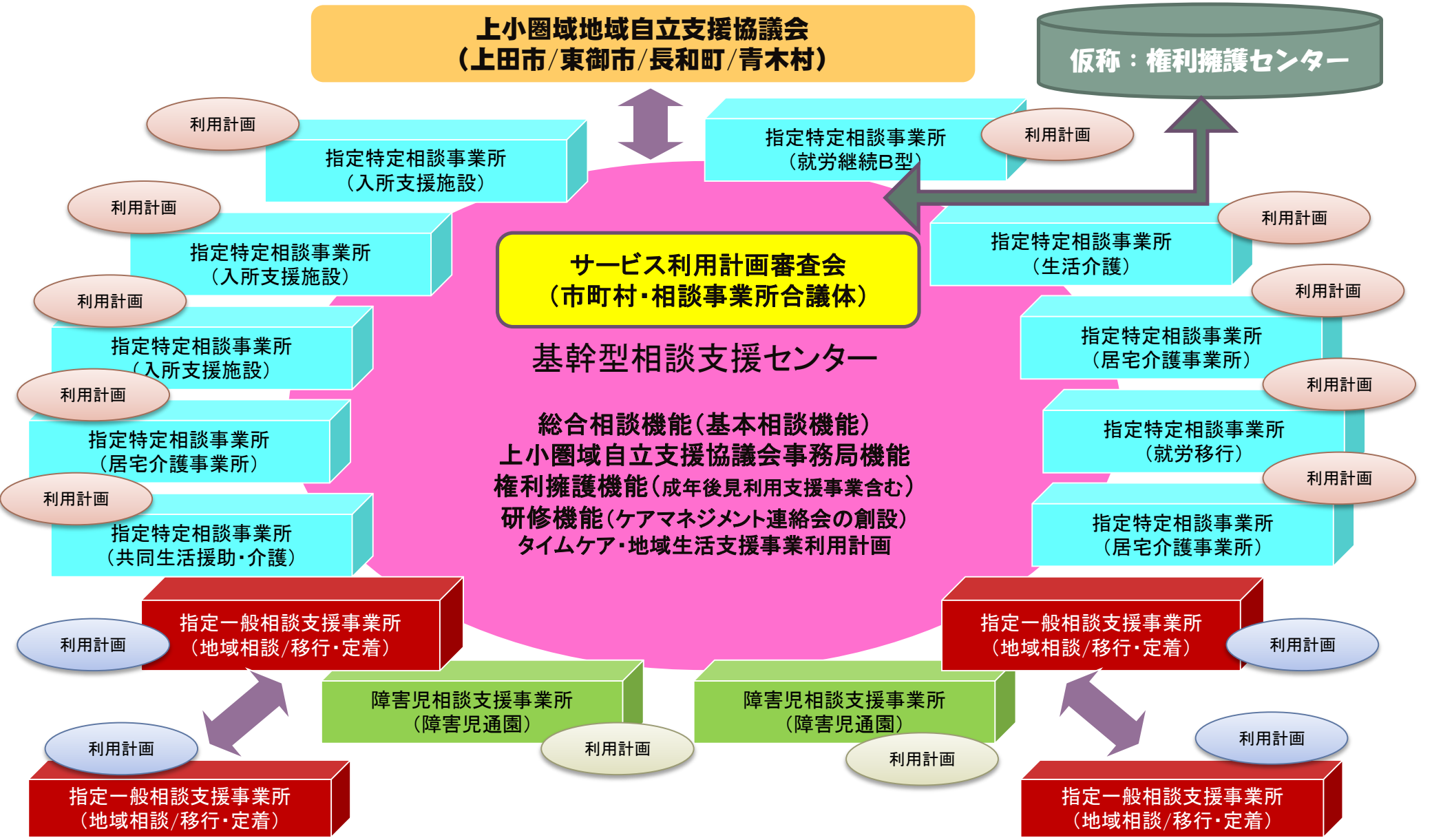

札幌市の基幹相談支援センターができるまで④

札幌版　基幹相談支援センター（検討会による原案）～概要～

基幹相談支援センターの目的

現在実施されている「札幌市障がい者相談支援事業」の強化をはじめ、遅れている地域移行の推進、法改正によって新たにはじまった「計画相談支援」等の推進のために設置

基幹相談支援センターの設置数、運営

〇設置数は最低でも圏域数以上必要と思われるが、そのリサーチのために当初１ヵ所設置。数年で適正な設置数を検証し、札幌市及び自立支援協議会議へ報告、提案

〇札幌市基幹相談支援センターを札幌市障がい者相談支援事業を５年以上受託している法人に委託（プロポーザル等）

〇事業に必要な人員を確保するために、受託法人以外の法人への再委託も可能

〇札幌市及び自立支援協議会、相談支援部会等で構成する「札幌市基幹相談支援センター運営委員会」を設置しセンターを運営

→この運営委員会が、この事業の根幹　（札幌市基幹相談支援センター運営委員会設置要綱を作成すべき）

＊　基幹相談支援センターの設置に際して並行して検討すべき事項　＊

⑴ 札幌市に必要な相談支援事業のあり方の検討（委託相談と計画相談をどのように実施していくのか等々）

⑵ 区ごとに、現状から発展させた相談支援体制の検討

⑶「札幌市障がい者相談支援事業」 による相談支援事業の位置づけ及び事業への期待、担う役割に合致した委託料の見直し

→事業が発展するためには、相談員が定着できる環境、条件が最低限必要

札幌市の基幹相談支援センターができるまで⑤

札幌市基幹相談支援センター　受託事業者の募集

札幌市では、障がいのある方やご家族等からの相談に応じて、必要な情報提供や福祉サービスの利用援助、関係機関との調整を総合的に行う「札幌市障がい者相談支援事業」を、市内18ヵ所の「相談支援事業所」に委託して実施しています。

このたび、障がいのある方やご家族が身近な地域で相談できる体制づくりを強化するため、障がい者相談支援事業者の支援等を行う基幹相談支援センターを開設することとなりました。

1 委託する事業の内容

事業の名称	主な事業・業務内容	予算上限額（平成25年度）
札幌市障がい者相談支援事業（基幹相談支援センター運営業務）	・障がいのある方等からの相談に応じ必要な情報の提供等を行う事業 ・虐待防止等、権利擁護のために必要な事業 ・関係機関との連携推進 ・札幌市障がい者相談支援事業者の支援 ・計画相談支援や地域相談支援の推進 ・障がい当事者による相談支援活動の支援 ・自立支援協議会の事務局　等	11,998,000円 ※平成25年7月からの9か月分

※　詳細は、別添の「札幌市障がい者相談支援事業実施要綱(改正案)」をご覧ください。

2 業務委託の予定期間及び事業の実施開始日

平成25年度の委託期間（予定）：平成25年7月1日から平成26年3月31日

3 委託する事業者の選定

札幌市が設置する選定委員会において、指定協議書と実施方法等の企画提案の審査による総合評価を行って、札幌市が事業者を選定します。

4 事業所の実施場所

市民活動プラザ星園302号室（中央区南8条西2丁目）

5 委託要件（主な項目のみ）

主な項目	内　容
札幌市障がい者相談支援事業者としての実績	平成25年7月1日時点で、5年以上続けて受託し、事業を誠実に履行していること。
事業所指定	平成25年10月1日までに、上記4の場所で、障害者総合支援法に基づく「指定一般相談支援事業」「指定特定相談支援事業」及び児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業」の指定を受けること。
相談等の手法	実施場所の制約上、相談等を行う場合は、原則予約制とし、不特定多数の市民が出入りすることがないよう留意すること。
職員配置	【職員数】 常勤換算で相談員を4.0人工以上配置すること。やむをえず相談員の配置に係る業務を他の障がい者相談支援事業を行う者等に委託する場合は、その人工の合計は2.0人工を上回らないこと。この場合であっても、各障がい者相談支援事業所においては、要綱第6条及び第8条に規定する職員配置基準を下回ってはならないこと。 【職員の資格】 配置する職員の半数以上は相談支援専門員であること。
運営委員会の設置	運営の中立性を確保するため、札幌市自立支援協議会委員を中心に構成する運営委員会を設置し、事業計画等について意見を聴取すること。

受託事業者募集開始（H25年5月17日）

※　詳細は、別添の「札幌市障がい者相談支援事業実施要綱(改正案)」及び「札幌市基幹相談支援センター業務仕様書(案)」をご覧ください。ただし、要綱の改正内容及び仕様書は、今後変更になる場合があります。

6 手続き方法・スケジュール

時　期	手続きの流れ
6月7日（17時15分）	■　指定協議書等（正本1部、副本6部）」の提出期限（郵送または持参）『当日必着』
6月13日（木）	■　選定委員会（札幌市が設置）開催。指定協議書等を精査し、ヒアリングを実施します。 ※　選定後、速やかに結果をお知らせします。
6月下旬	■　委託契約締結【委託期間：平成25年7月1日～平成26年3月31日】
7月1日(月)	■　事業開始（予定）

提出期限：平成25年6月7日（金）17時15分

提出部数：正本1部、副本6部

基幹相談支援センターの設置目的

札幌市障がい者相談支援事業実施要綱

（目的）

第１条　札幌市障がい者相談支援事業（以下「相談支援事業」という。）は、障がい当事者をはじめ広く市民から、障がい者（児）や家族の生活及びその支援に関する相談に応じ、そのことを通じて障がい者の地域生活に必要な支援を行い、併せて関係諸機関、地域の市民との連携を図りながら、障がい者（児）やその家族が地域で安心して生活できる地域支援体制の構築を目的とする。

第9条機能強化

基幹相談支援センターの名称

さっぽろ地域づくりネットワーク

中心ではなく「並列」に

ワン・オール

基幹相談支援センターとして行う事業及び業務

委託相談支援
事業所では
扱いずらい
事案への支援

1. 委託相談支援事業者の支援業務

2. 計画相談支援の推進業務

相談支援事業所の
後方支援

3. 地域相談支援の推進業務

H27.4より　精神障がい者
地域生活移行支援事業

ピアサポーターの
後方支援

4. 障がい当事者による相談支援活動の支援業務

5. 札幌市自立支援協議会の事務局業務

協議会事務局

6. その他、札幌市長が認めた業務

H28.4より　あんしんのまち
コーディネート業務

挨　拶　廻　り　・　課　題　探　し

相談支援事業所の後方支援

H25年(2013) 7月　札幌市基幹相談支援センター設置

10月～**「挨拶廻り・相談支援事業等の課題探し」**スタート

委託相談支援事業所19ヵ所　　就業・生活支援センター5ヵ所
発達障がい支援センター　　障がい者あんしん相談
精神障害者地域生活移行支援事業　　定着支援センター
自立支援協議会地域部会10区　　区役所障がい福祉担当10ヵ所
生活困窮者支援委託事業所　　ピアサポーター　　札幌弁護士会　等々

H26年(2014) 1月～　課題の整理、解決策の検討
3月～　各所にフィードバック
4月～　課題解決に向けた取り組みをスタート

逐語を一つずつ付箋に書くと「４９５枚」になりました。

委託相談支援事業に関する課題解決のための工程表

2014.5.30

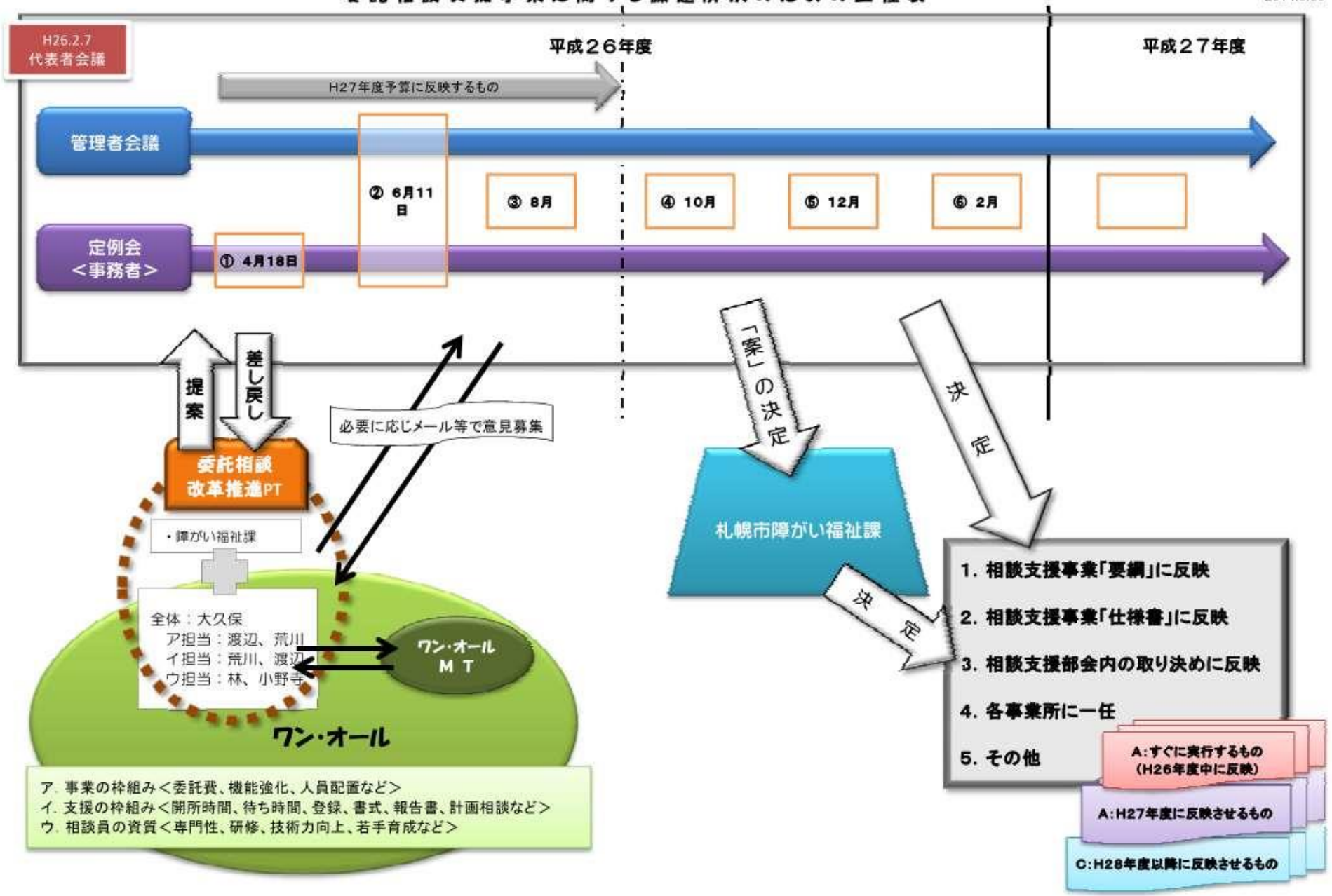

「挨拶廻り・相談支援事業等の課題探し」

ア．事業の枠組み
＜委託費、機能強化、人員配置など＞
イ．支援の枠組み
＜開所時間、待ち時間、登録、書式、報告書、計画相談など＞
ウ．相談員の資質
＜専門性、研修、技術力向上、若手育成など＞

「基幹相談支援センター要綱」

各種会議設定

相談支援事業「要綱」変更

○開所時間明記

○有資格者配置事業所加算

○常勤専任職員増員　　など

相談支援事業「契約書」「仕様書」変更

○職員数不足 → 委託料減算　など

相談支援部会
- 要綱改定チーム
- ガイドブック改定チーム

研修実施

・スキルアップ研修：年数回
　新任職員
　歴史・価値
　面接技術
　支援者のエンパワメント　…
・How to研修：毎月～隔月
　計画相談実務
・札幌弁護士会共催研修：年数回

「人材育成」と「スキルアップ」研修の構造

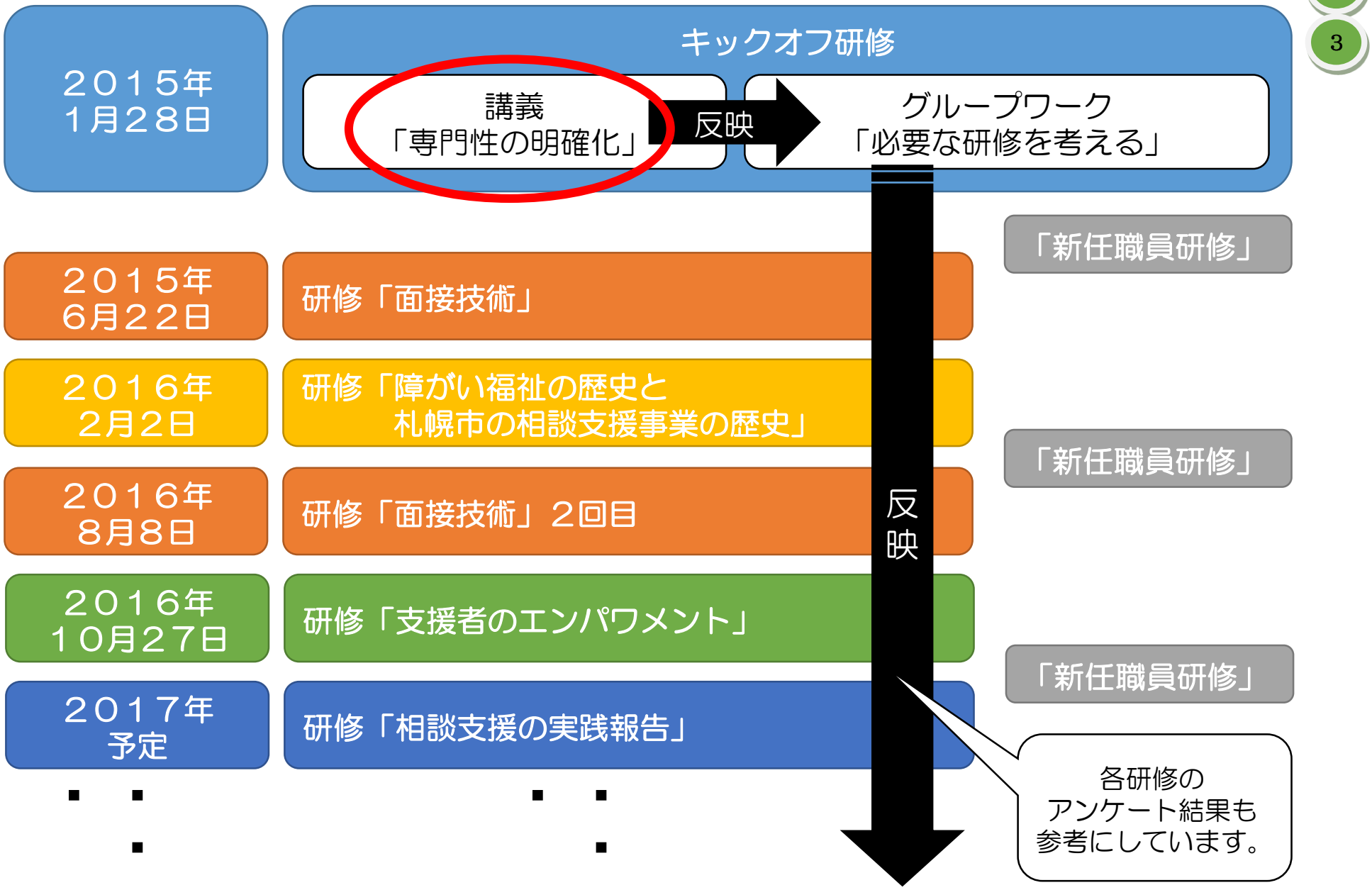

第１ 求められる人材像

求められる人材像について、次のとおり「価値」、「知識」、「技術」の３つの要素で示すこととした。

主として、相談支援専門員とサービス管理責任者を念頭においているが、他の障害福祉サービス従事者にも、内容に応じて広く適用されることを想定している。

（１）価値

・本人中心の価値…自己決定と選択（個の主体としての自立）

・人権をめぐる価値…人間存在の基本価値（人としての尊厳と人権の尊重）、中立・公平の立場と本人の権利擁護者としての関係性、絶対的平等

・職業倫理…ソーシャルワーカーとしての倫理

（２）知識

・対象理解に関する知識…障がいの概念・特性、ICF 、児童発達に関する知識

・障がい者の歴史的な処遇、実態…社会政策と法制度と施策、権利侵害、関連法制度（障害者総合支援法の理解と運営基準）、障害福祉サービス、障がい者福祉・教育関連の制度

・地域特性に関する知識…北海道の地域特性

・フォーマル・インフォーマルな社会資源に関する知識…関係機関の役割

・各種援助理論や援助技術に関する知識…SW 援助技術（各種方法論）の概要

「北海道における障害福祉サービスに従事する人材の育成のあり方」より抜粋
（北海道自立支援協議会人材育成部会（平成26年11月））

（3）技術
・想像力…利用者の生活全体を捉え、その思いを察知し、微かな変化をも感知する力
・情報収集力…利用者･家族･関係者の話や記録から必要な情報を収集する力
・分析力…主訴やニーズ、現状の構成要素、利用者の環境的課題(地域課題)等をアセスメントする力
・創造力…支援に必要なアイディアや仕組みを発想できる力
・対話力…利用者の思いを引き出すコミュニケーション力、相談スキル（アサーティブ）
・関係形成力…利用者･関係者と信頼関係を構築する力
・交渉力…利用者のニーズに即応するために関係機関とかけあう力
・調整力…複数の課題や関係機関の特性を理解し的確な役割を割振り、連携を生みだす力
・説明力…利用者のニーズや思い、地域課題等を分かりやすく伝える力
・計画力…利用者主体に基づき、支援に必要な時間･優先課題を見立て、目標を計画的に遂行管理しつつ実現する力
・推進力…積極的に事態を動かし、利用者･関係機関を促していく力
・評価力…地域課題や、支援の総過程をトータルに評価できる力
・SW 援助技術…各種援助方法、質の高いQOLへの支援
・指導力…後輩に対して、的確にスーパーバイズできる力
・社会資源開発力…新たな資源づくり、現状の社会資源の使い方などの開発できる力

「北海道における障害福祉サービスに従事する人材の育成のあり方」より抜粋
（北海道自立支援協議会人材育成部会（平成26年11月））

別紙

H28年6月

ワン・オールでの個別相談の取り扱いについて

当初は想定なし

1．はじめに

ワン・オールの役割は相談支援機関等の後方支援と地域生活支援の体制づくりとされ、原則、個別の相談支援は行わないこととされてきました。しかし、H25年の開設当初から様々な相談が持ち込まれる中で、基幹相談支援センターの役割と従来から活動している委託相談支援事業所の役割等について整理が必要になってきました。そのため、この間、市障がい福祉課、相談支援部会等と打合せしながらその都度整理されてきました。（直近は、H27年12月18日相談支援部会）

しかし、個別のケースは千差万別でもあり、今後も、その都度協議しながら進んで行きたいと考えています。

2．ワン・オールで個別の相談支援を行うことがある場合

ワン・オールでは、委託相談支援事業所で利用登録がされている場合など*を除き、委託相談支援事業所等で「相談が受けづらいケース」について、個別的に相談にのり一定期間、支援を行っていきます。ただし、これらは、ワン・オールが相談の一次窓口、もしくは優先的窓口に当たるという意味ではありませんし、委託相談支援事業所等で対応していただくことをさまたげるものではありません。様々な状況を考慮しながら、委託相談支援事業等で相談が受けづらい場合に対応していきたいと考えています。

具体的には、

（1）市外からの転入に伴う相談で、札幌市内で居住する区が決まっていないケース

（2）地域定着支援センターから、直接依頼のあった特別調整等のケース

（3）札幌地方検察庁社会復帰支援室から、直接依頼のあった釈放見込みケース

（4）札幌弁護士会から依頼のあった医療保護入院等の退院ケース

3．委託相談支援事業所に相談支援を引き継ぐ場合

ワン・オールに直接連絡があった場合でも、次のような場合は委託相談支援事業所と充分に協議の上、支援を引継ぎます。

（1）委託相談支援事業所で利用登録がされている場合

（2）委託相談支援事業所で利用登録がされていないが、支援を引継ぐ場合

＜上記2の委託相談支援事業所で利用登録がされている場合など*の「など」の説明に当たります＞

①市外からの転入で、転入したい区が限定されている場合

・居住する予定の区の委託相談支援事業所に引継ぎます。

②病院、入所施設、生活保護施設、更生保護施設等利用者の地域移行等に関わる相談

・退院、退所したいケースで、居住する区が決まっていない場合は、所在区の委託相談支援事業所に支援を引継ぎます。ただし、居住する区が決まっている場合は、従来のルールにより、もよりの区の委託相談支援事業所に引継ぎます。

・ただし、上記2の（4）「札幌弁護士会から依頼のあった医療保護入院等の退院ケース」は、本人や弁護士と、病院の利益相反関係が想定されることから、委託相談支援事業所と病院との今後の関係性を考慮して、ワン・オールで行うことがあるとして整理されてきています。

③その他

・関係機関からの相談などで整理できない場合は、その都度相談させていただきます。

4．委託相談支援事業所への引継ぎ

委託相談支援事業所に引継ぎが必要な場合は、次の通り行います。

（1）引継ぎルール

区内に事業所が複数ある場合は、直近月の新規登録ケースが少ない事業所へ引継ぎます。

（加配事業所は委託契約の規定人員に基づく割合で計算）

（2）引き継ぐ時期

①一定期間の支援後、居住する区が確定した時

②相談支援事業所の利用希望が出された時

※情報の共有については、可能な限り早い段階で行いたいと考えています。

（3）引継ぎ内容等

①ワン・オールで個別支援を行った場合は、本人及び関係機関の了承を得た上で、経過を含め記録をお渡しするほか、必要な情報を引き継ぎます。

②必要に応じて、本人及び関係機関に同行するなどして紹介、仲介します。

札幌市精神障がい者地域生活移行支援事業（ピアサポーター活用業務）

平成27年4月より受託

○ 地域移行推進のための具体的な手立ての検討、企画

①これまで担ってきた関係機関からの情報収集、意見交換

②ワン・オールで活動するピアサポーターの確保、契約

現在2名

③札幌市精神障がい者地域生活移行支援事業」周知活動開始（H27年11月～）

・札幌市による市内病院への文書送付、担当者の把握

・ワン・オールによる挨拶廻りの協力依頼

・ワン・オール（ピアサポーター含む）による病院挨拶廻り

市内38病院

④課題整理、手立ての検討

○ 自立支援協議会『まちの課題整理プロジェクト』へ 課題提起

→ 可能であれば「(仮称)地域移行プロジェクト」等発足

○「医療と福祉の連携研修会」北海道チームに参加し、研修の企画・運営等に参画

～ピアサポーター活動への支援～

（1）ピアサポーター交流会

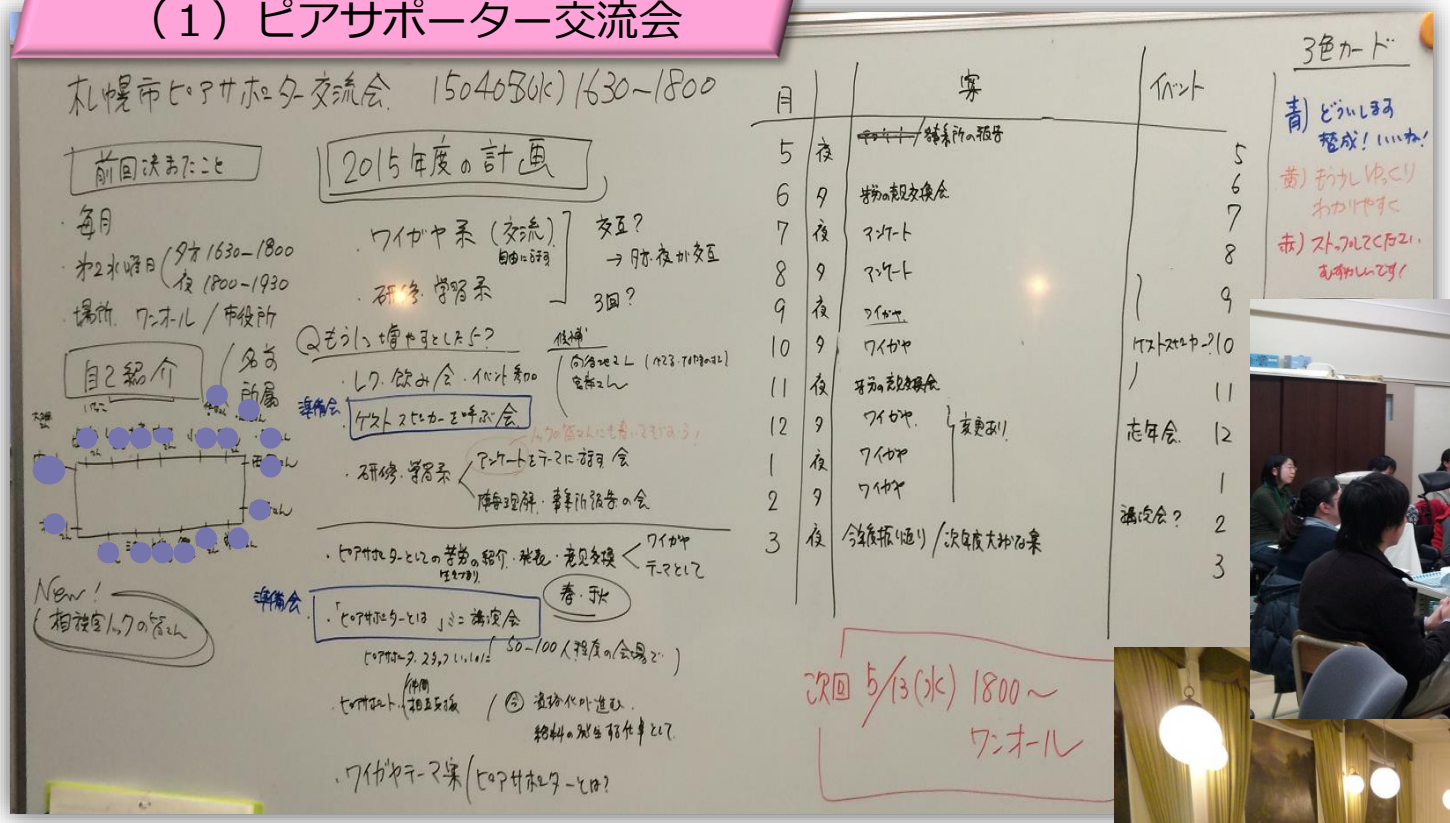

障がいごちゃ混ぜ
熱いトーク連発！

（2）ピアサポーター配置事業所意見交換会

札幌市自立支援協議会組織図（平成２８年６月３０日承認）

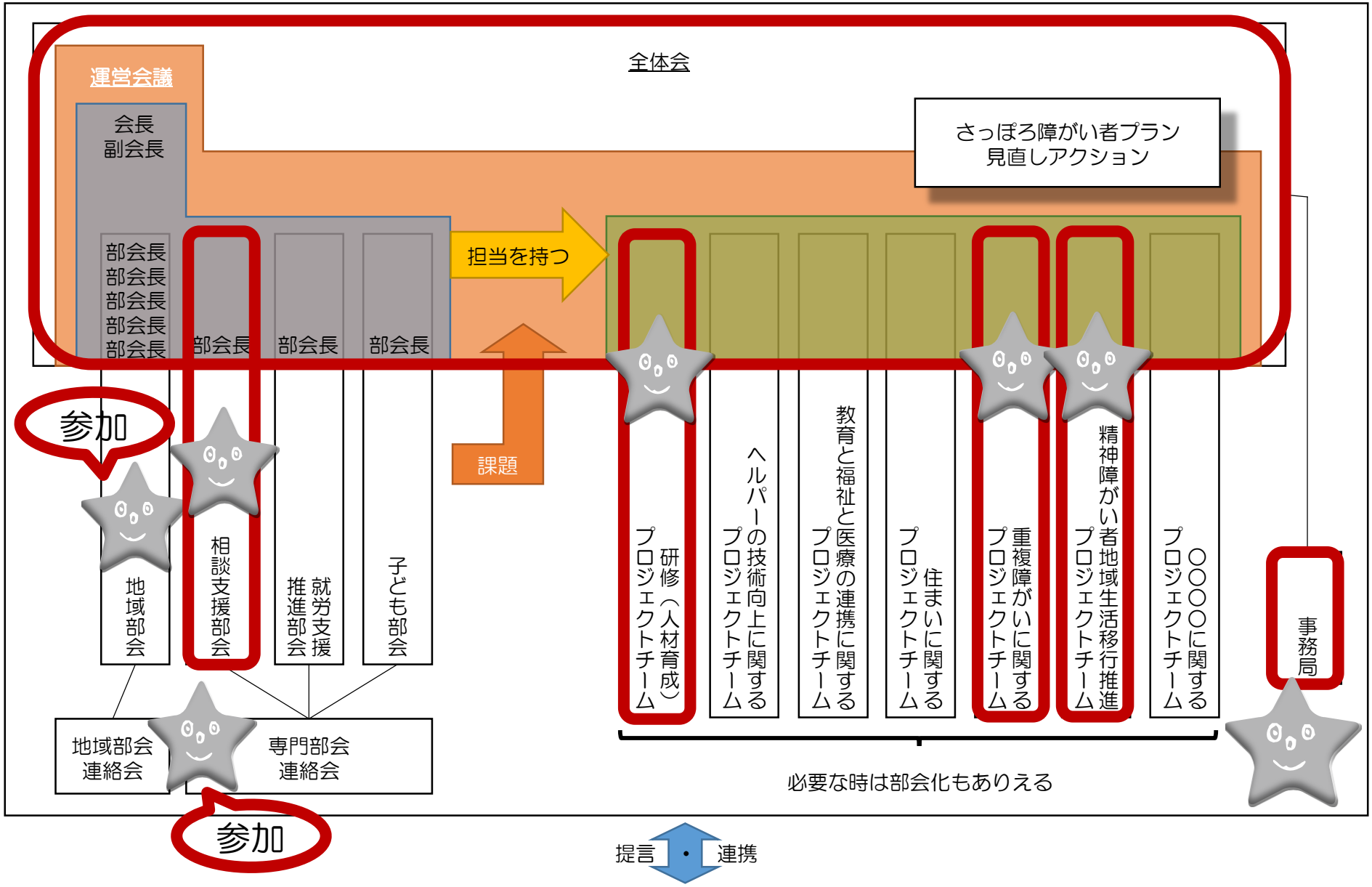

さっぽろ障がい者プラン、障がい者施策推進審議会、まちづくりサポーター等、各種計画、関係会議等

誰もが住みやすいあんしんのまち コーディネート事業

平成28年4月より受託

札幌市では、災害が発生したときに障がいのある方の避難支援を行う町内会・自治会、地区社会福祉協議会（福祉のまち推進センター）等に対して、助言等を行うコーディネーターを派遣します。

コーディネーターの仕事は、障がいのある方のための相談支援事業所のひとつで札幌市基幹相談支援センターである「さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール」に委託しています。

コーディネーターが可能な支援

- ◆支援に当たっての留意点等の助言
- ◆避難行動要支援者とのマッチングへの助言
- ◆各避難行動要支援者の個別避難計画への助言
- ◆避難訓練への助言　等

※要支援者にお会いする場合は、ご本人の了解をいただきながら進めさせていただきます。

1 2 3 4 5 6

2017年03月28日（火）

ワン・オールかべ新聞

ONE ALL NEWS

さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オールによる 障がい者支援に関する情報サイト

トップ　お役立ち情報面　研修情報面　ワン・オール報告面　協議会・部会情報面　制度・調査研究面

重要ニュース

- 【2017.3.14掲載】障害保健福祉関係主管課長会議について
- 【2017.2.9追加掲載】札幌市からの通知・お知らせ
- 【2016.10.14追加掲載】相談支援の質の向上に向けた検討会について
- 【2016.6.30追加掲載】「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部改正
- 【2016.6.6追加掲載】厚生労働省からの通知

三面記事（更新情報）

- （3/23）ワン・オール ブログを更新しました。
- （3/22）協議会・部会情報面を更新しました。
- （2/28）研修情報面を更新しました。
- 【2016】計画相談支援How to研修について
- （12/5）札幌市の相談支援事業所を更新しました。

お役立ち情報面

札幌市やワン・オールが発信するオリジナル資料のほか、最近の行政からの通知資料です。

もっと読む

研修情報面

相談支援や関係機関の研修情報が見られます。

もっと読む

ワン・オール報告面

ワン・オール プレスや運営委員会の議事録が見られます。

もっと読む

協議会・部会情報面

札幌市自立支援協議会についての情報です。

もっと読む

制度・調査研究面

障害福祉分野や関係する制度について、国レベルの情報です。

もっと読む

札幌市の相談支援事業所

協議会・部会カレンダー

ワン・オールカレンダー

ワン・オールとは？

アクセス方法・地図

ワン・オールリンク集

ワン・オールブログ

★発行・連絡先
<札幌市基幹相談支援センター>
さっぽろ地域づくりネットワーク
ワン・オール
〒064-0808
北海道札幌市中央区南8条西2丁目
市民活動プラザ星園302号 【 地図 】
TEL 011-213-0171
FAX 011-213-0172
MAIL sapporo@one-all.net

委託相談情報共有
（パスワードが必要です）

http://one-all.net/

ワン オール プレス 第14号

2017年4月20日発行

新センター長あいさつ

今年度よりさっぽろ地域づくりネットワーク　ワン・オールのセンター長をさせていただくこととなりました。ワン・オールは平成25年7月に、札幌市より基幹相談支援センター運営業務を受託しました。関係する機関の皆様からのご協力により、まもなく5年目を迎えます。平成29年度は、ワン・オール開設以降最大の人員配置変更となります。再委託により、出向いただく方が2名に増え、業務受託法人内でも1名新しい顔が加わり、センター長も交代することとなりました。今後ともこれまで以上に、よろしくお願いいたします。

平成29年度は、『さっぽろ障がい者プラン』の全面改訂の年度にあたります。地域生活支援拠点についての整備の検討があわせて行われる予定で、国は平成30年度からの障害児福祉計画策定も求めており、札幌市の平成30年度以降6年間の障害福祉施策の大枠が決まっていく節目の年度となります。

今後、これまでの業務も継続、発展させていきながら、大都市札幌の仕組みづくりについて、委託の相談支援事業所の皆様を中心に、新たな提案も検討していきます。また、平成30年度には、障害者総合支援法等の改正もあり、制度情報や札幌市自立支援協議会、ワン・オールの活動状況など、情報発信も強化していきたいと思っておりますので、この「ワン・オールプレス」の他、「ワン・オールかべ新聞」（http://one-all.net/）も是非ご覧下さい。

（林健一）

新任職員あいさつ

みなさん、こんにちは。今年度よりワン・オールの一員となりました、田中佳子と申します。

東区の相談室セーポネスの相談支援専門員をしております。ワン・オールは週2日の勤務となります。基幹相談支援センター、ワン・オールの一員として与えられた責務を全うできるよう、全力で頑張ります。

みなさまからいろいろ教えていただきながら進んでいきたいと思います。

これから、どうぞよろしくお願いいたします。

新任職員あいさつ

はじめまして。4月よりワン・オールの一員となりました、赤杉美香と申します。

以前は札幌の隣町の相談支援事業所で相談員として働いていました。小さな町から札幌という大都市での仕事となり、まちの規模の大きさと情報の多さに圧倒され、戸惑い、朝の札幌駅の人の多さには目がまわっています。

そんな私ですが、今までの経験を活かしつつ、でも気持ちはゼロからの出発、みなさまから色々と教えていただき、学んでいきながら、ワン・オールの職員として成長していきたいと思っています。

これからどうぞよろしくおねがいいたします。

one all press

けを強調するのではなく相手の意見を分かろうとすることで、互いの間に『橋』がかかり、その上をお互いが行き来できるようになってきたのだと思います。架けた『橋』が外れることなく太くなって、色々な人、機関が沢山行き来できるようになれればと思います。

これまでのワン・オールへのご支援を心から感謝いたします。自分はこれから指定相談支援事業所の仕事を主にする予定です。本当にありがとうございました。これからもワン・オールをどうぞよろしくお願いいたします。

（大久保麗）

さっぽろ地域づくりネットワーク
ワン・オール
〒064-0808
札幌市中央区南8条西2丁目　市民活動プラザ星園　302号
TEL：011-213-0171　FAX：011-213-0172
E-mail：sapporo@one-all.net URL: one-all.net

one all press

（sat）

基幹相談支援センターの運営体制

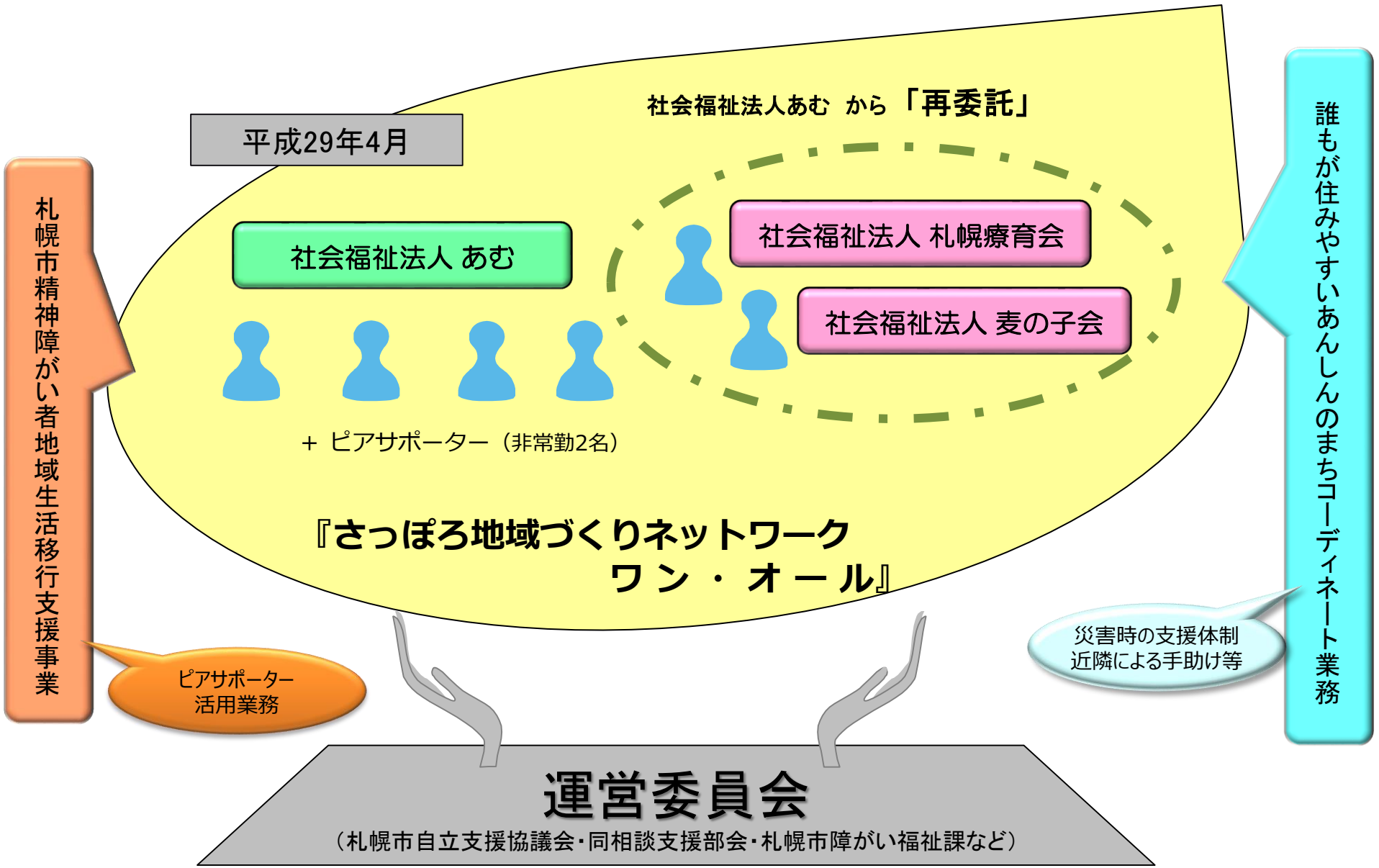

札幌市の真ん中、ススキノの近く。建物は、元定時制高校でした。

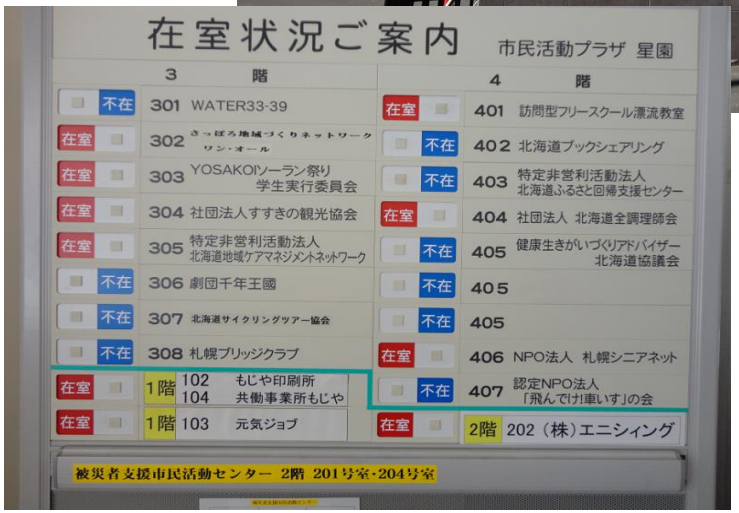

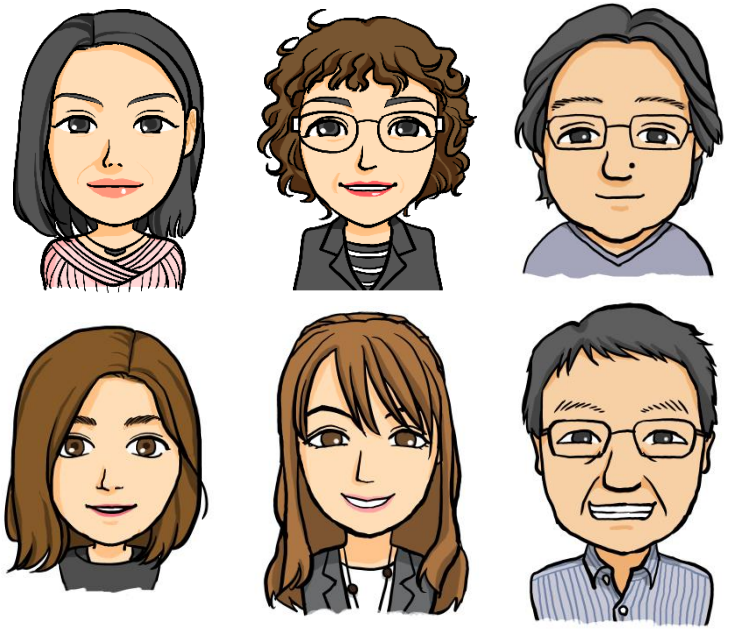

近くにお越しの折には
ぜひお立ち寄りください。

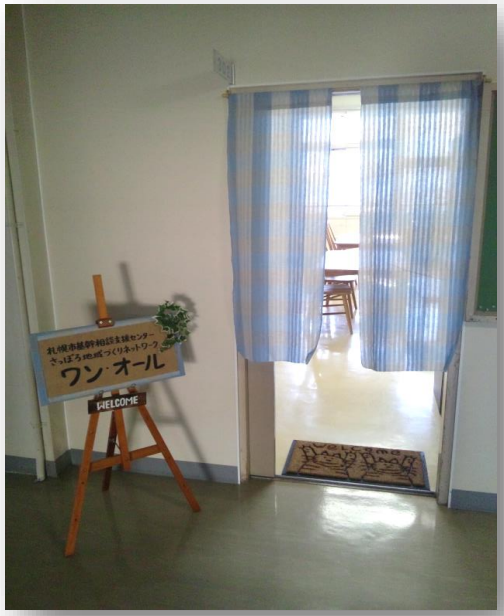

〒064-0808
北海道札幌市中央区南8条西2丁目
市民活動プラザ星園302号
TEL　011-213-0171 / FAX　011-213-0172
MAIL　sapporo@one-all.net